

路外駐車場の届出について
(新発田市)

平成28年8月

◆概要

道路交通の円滑化や高齢者、障がい者等の移動における利便性や安全性の向上などを目的として、駐車場法等に基づく技術的基準への適合や届出等が必要となるものです。

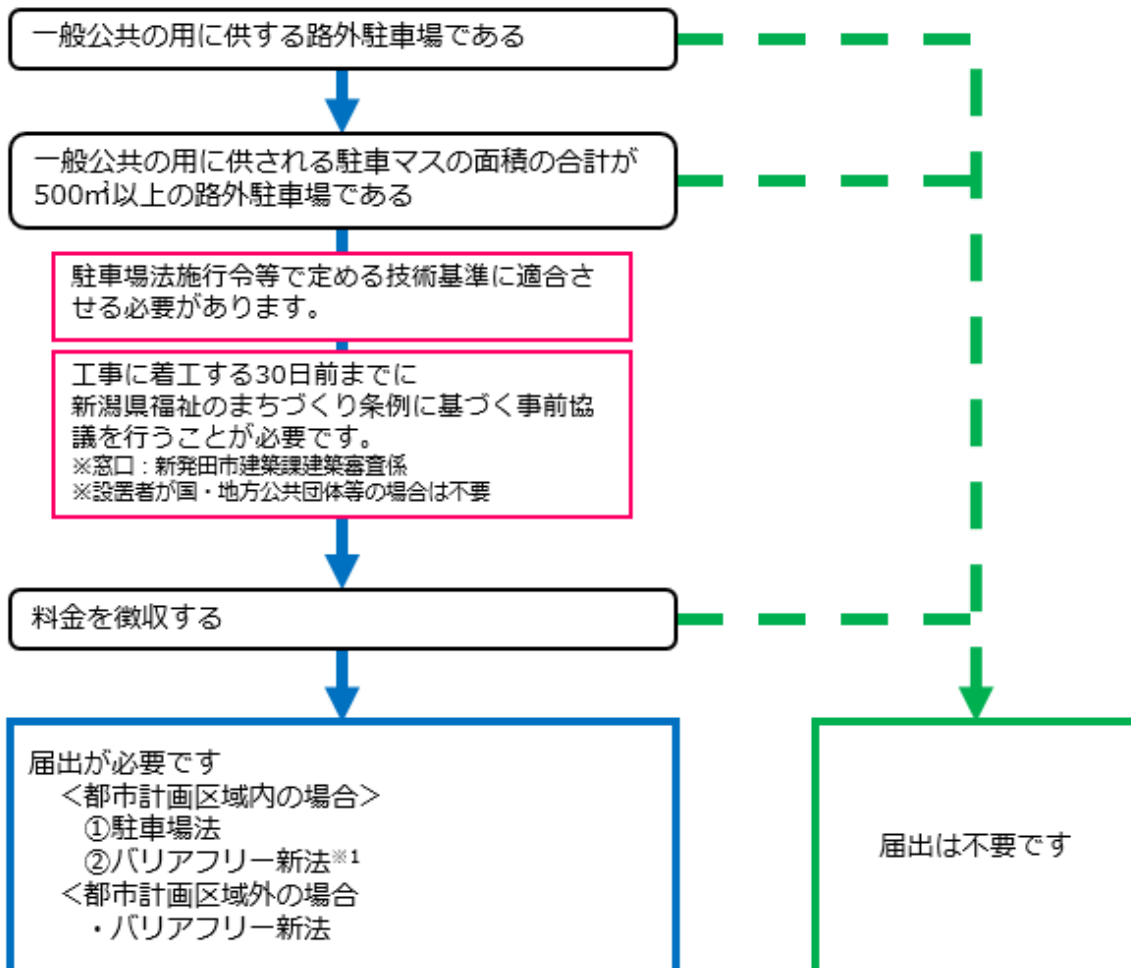
路外駐車場に関連する法律等として、「駐車場法(昭和 32 年 5 月 16 日 法律第 106 号)」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー新法)(平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号)」、「新潟県福祉のまちづくり条例(平成 8 年 3 月 29 日 新潟県条例第 9 号)」があります。

なお、新発田市においては、駐車場整備地区・駐車場整備計画・駐車場附置義務条例はありません。

◆路外駐車場の届出について

届出対象かどうかは、下記フローにより参照ください。

はい → (blue arrow)
いいえ → (green arrow)



※1 バリアフリー新法の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面」を駐車場法の届出書に添付して提出ください。この場合、あらためて、バリアフリー新法の届出をすることは不要です。

◆路外駐車場の届出について備考（その1）

○一般公共の用に供されているものについて、駐車場利用者を限定し、その他の利用者を排除している場合以外は、一般公共の用に供されているものとして扱われます。

○例として、平日無料・休祝日のみ料金徴収という駐車場の場合であっても、届出面積以上であれば、該当となります。

○例として、全面を月極めのみとして契約者の駐車スペースを固定した定期契約者のみが利用する駐車場は、一般公共の用に供されている駐車場に該当しません。

○商業施設の駐車場についても、届出条件に当てはまる場合は該当します。

○届出面積について、対象となるものは、駐車マスの面積の合計が 500 m²以上であり、駐車場の面積が 500 m²以上ではありません。また、同じ駐車場内に、一般公共の用に供する駐車場（時間貸し駐車場等）とその他の駐車場（月極め駐車場等）が一体となっている場合は、一般公共の用に供する駐車場の部分について 500 m²以上であれば、届出該当となります。したがって、両方の駐車マスの合計が 500 m²以上であっても、一般公共の用に供する部分の面積が 500 m²未満であれば、届出は不要かつ技術基準適用外となります。

○道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場、都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設である路外駐車場は、バリアフリー新法の届出対象外です（バリアフリー新法第 2 条第 18 号、同法施行令第 6 条）。

○新潟県福祉のまちづくり条例の対象となる路外駐車場は、都市計画区域外も含まれます。

◆路外駐車場の届出について備考（その2）

○路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではいけません（駐車場法第 15 条）。また、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができません（駐車場法第 16 条）。

○市は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告もしくは資料の提出を求め、または路外駐車場もしくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設もしくは業務に関し検査を行うことができます（駐車場法第 18 条）。

◆路外駐車場の届出について備考（その3）

○路外駐車場の構造及び設備が技術的基準に適合せず、または路外駐車場の業務の運営が駐車場法もしくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。この場合において、市は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができます（駐車場法第 19 条）。

○基準に適合していない場合、市は、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます（バリアフリー新法第 12 条）。

○駐車場法には罰則規定があります（駐車場法第 21 条～24 条）。

◆届出書の必要書類

下記の書類を2部(正副)提出してください。 ※副本は、受付後に申請者控えとなります。

駐車場法		
内容	必要書類	届出時期
路外駐車場を設置(変更)する場合	<p>【路外駐車場設置(変更)届】※法第12条</p> <p>○路外駐車場設置(変更)届出書</p> <p>○位置図(縮尺1/10000以上)、</p> <p>○平面図(縮尺1/200以上)</p> <p>下記のもの表記してください。</p> <p>(1)駐車場の区域</p> <p>(2)駐車場の出入口、自動車の車路、その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く)</p> <p>(3)駐車場周辺の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋</p> <p>○建築物である路外駐車場の場合は、各階平面図、二面以上の立面図、断面図(各々縮尺1/200以上)</p> <p>○その他必要な資料。特殊装置を使用する場合は、大臣認定書の写し、特殊装置設置計画書。</p>	工事着工前
	<p>【路外駐車場管理規定届】※法第13条</p> <p>○路外駐車場管理規定届出書</p> <p>○管理規定</p> <p>下記ものを記載してください。</p> <p>(1)駐車場の名称</p> <p>(2)駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所)</p> <p>(3)駐車場の供用時間に関する事項(休業日、一日における供用時間の開始及び終了の時刻)</p> <p>(4)駐車料金に関する事項</p> <p>(5)路外駐車場の供用契約に関する事項(駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むもの)</p> <p>(6)路外駐車場の構造上駐車することができない自動車。路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要。</p>	供用開始(変更後)10日以内
管理規定を変更する場合	<p>○路外駐車場管理規定変更届出書※法第12条、13条</p> <p>○管理規定</p>	供用開始(変更後)10日以内
路外駐車場の全部もしくは一部を廃止・休止・再開する場合	<p>○路外駐車場休止等届出書※法第14条</p> <p>○平面図</p>	廃止・休止・再開後10日以内

バリアフリー新法		
内容	必要書類	届出時期
特定路外駐車場を設置(変更)する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○特定路外駐車場設置(変更)届出書※法第 12 条 ○位置図(縮尺 1/10000 以上) ○平面図(縮尺 1/200 以上) 下記ものを表記してください。 <ul style="list-style-type: none"> (1)駐車場の区域 (2)路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路、その他の主要な施設 	工事着工前
特定路外駐車場を設置(変更)する場合で、駐車場法第 12 条の届出を行う場合	駐車場法第 12 条の届出に下記の資料を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面 ○平面図(縮尺 1/200 以上) 下記ものを表記してください。 <ul style="list-style-type: none"> (1)駐車場の区域 (2)路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路、その他の主要な施設 	工事着工前

新潟県福祉のまちづくり条例	
必要書類	事前協議時期
<ul style="list-style-type: none"> ○特定公共的施設新設等(変更)協議書 ○整備基準適合状況表 ○用途面積算出表(複合用途建築物である場合) ○規則別表第 4 に掲げる図書 	工事着手日の 30 日前まで

駐車場法・バリアフリー新法の届出書の提出先

新発田市地域整備課都市計画係

住所:新発田市中央町 5-2-13 2 階

電話:0254-26-3556

◆技術的基準概要

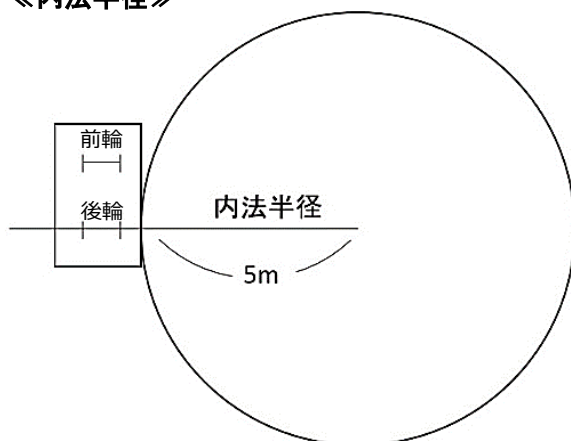
【概要】駐車場法		チェック欄	
出入口	①	出入口は、交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルに設けないこと。(政令第7条第1項第1号イ)	
	②	出入口は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号イ)	
	③	出入口は、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号イ)	
	④	出入口は、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号イ)	
	⑤	出入口は、乗合自動車の停留所、トロリーバス・路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号イ)	
	⑥	出入口は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号イ)	
	⑦	出入口は、横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号ロ)	
	⑧	出入口は、幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分に設けないこと。(政令第7条第1項第1号ハ)	
	⑨	出入口は、橋、幅員が6m未満の道路、縦断勾配が10%を超える道路に設けないこと。(政令第7条第1項第1号ニ、ホ、ヘ)	
	⑩	出入口は、前面道路が2以上ある場合、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除いて、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(政令第7条第1項第2号)	
	⑪	自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。(政令第7条第1項第3号)	
	⑫	出入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、1.5mの隅切りを設けること。(政令第7条第1項第4号)	
	⑬	出口から2m[1.3m]後退した車路中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。(政令第7条第1項第5号)※[]は自動二輪車専用駐車場の場合	
	⑭	交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、トンネル、橋において、国土交通大臣が当該出入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては設けることができる。(政令第7条第2項)	
車路	⑮	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること(政令第8条第1号)	
	⑯	車路の幅員は5.5m[3.5m]以上とすること。一方通行であれば、3.5m[2.25m]以上とすること。一方通行で、車路に接して駐車料金徴収施設が設けられており、歩行者の通行の用に供しない部分であれば、2.75m[1.75m]以上とすること。(政令第8条第2号)※[]は自動二輪車専用駐車場の場合	
	⑰	建築物である路外駐車場の車路は、次のとおりとすること。(政令第8条第3号) <ul style="list-style-type: none"> ・はり下の高さは、2.3m以上 ・屈曲部は、自動車を5m[3m]以上の内法(うちのり)半径で回転させることができる構造 ・傾斜部の縦断勾配は、17%以下 ・傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる 	

注)政令＝駐車場法施行令

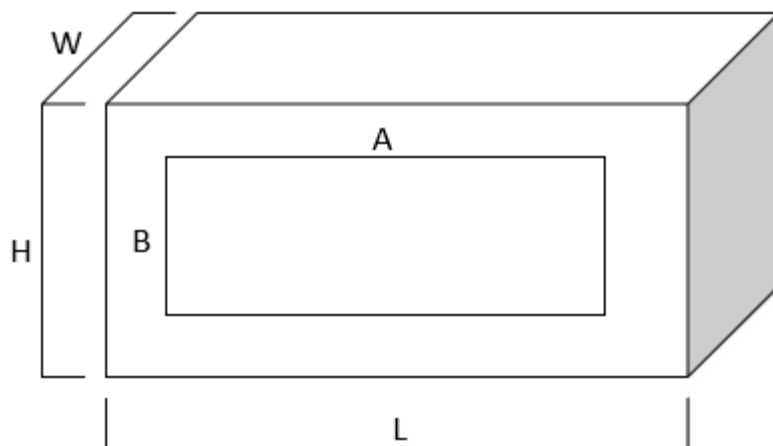
他	⑱	<p>建築物である路外駐車場は、次のとおりとすること(政令第9条～第14条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースのはり下の高さは2.1m以上 ・直接地上へ通ずる出入口のない階に駐車スペースを設けるときは、避難階段(建基法施行令第123条第1項若しくは第2項)又はこれに代る設備を設置 ・給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建基法第2条第7号)の壁又は特定防火設備(建基法施行令第112条第1項)によって区画する ・その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14m³以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。 ・次に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない(屋上にも適用)。 <ul style="list-style-type: none"> 車路の路面 10ルクス以上 駐車スペース 2ルクス以上 ・自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置 	
	⑲	<p>国土交通大臣が認める特殊装置[※]であれば、上記までの規定は適用しない。(政令第15条)</p> <p>※いわゆる機械式駐車場等。認定については、登録認証機関(公益社団法人立体駐車場工業会)への申請及び地方整備局への申請が必要になります。詳しくは国交省HPの駐車場施策ページ等を参照ください。</p>	

注)政令＝駐車場法施行令

《内法半径》



《換気能力》



・機械換気の場合

1時間当たりの必要換気量(V m³)

$$V \geq W \times L \times 14$$

〔※「W×L=床面積」とし、これは駐車用のみならず、車路やスロープ等の部分も含む面積のことを言う。〕

・自然換気の場合

開口部の必要面積(A×B m²)

$$A \times B \geq W \times L \div 10$$

【概要】バリアフリー新法		チェック欄	
特定路外駐車場			
駐車スペース	①	幅 350cm 以上の車いす使用者用駐車スペースを 1 以上設けなければならない。(省令第 2 条第 1 項、省令第 2 項第 1 号)	
	②	車いす使用者用駐車スペースまたはその付近に、車いす使用者用駐車スペースの表示をすること。(省令第 2 条第 2 項第 2 号)	
	③	車いす使用者用駐車スペースは、道・公園・広場その他の空地までの経路で、高齢者・障がい者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)ができるだけ短くなる位置に設けること。(省令第 2 条第 2 項第 3 号)	
移動経路等	④	車いす使用者用駐車スペースから、道・公園・広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路にしなければならない。(省令第 3 条第 1 項)	
	⑤	傾斜路を併設する場合を除き、移動等円滑化経路上に段を設けないこと。(省令第 3 条第 2 項第 1 号)	
	⑥	移動等円滑化経路について、出入口の幅は 80cm 以上、通路幅 120cm 以上、通路は 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。(省令第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号)	
傾斜路	⑦	移動等円滑化経路傾斜路について、次のとおりとすること。(省令第 3 条第 2 項第 4 号) <ul style="list-style-type: none"> ・段に代わるものは幅 120cm 以上、段に併設するものは幅 90cm 以上とすること。 ・勾配は 1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものは 1/8 を超えないこと。 ・高さが 75cm を超えるもの(勾配が 1/20 を超えるものに限る)は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。 ・傾斜路について、勾配が 1/20 を超え、または高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 	
他	⑧	国土交通大臣が認める特殊装置※であれば、上記までの規定は適用しない。(省令第 4 条) ※いわゆる機械式駐車場等。認定については、登録認証機関(公益社団法人立体駐車場工業会)への申請及び地方整備局への申請が必要になります。詳しくは国交省 HP の駐車場施策ページ等を参照ください。	

注)省令＝移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

注)建築物である駐車場は、バリアフリー新法の届出対象外です。ただし、建築物である駐車場も、法令等に定める基準に適合する必要があります。

◆駐車料金の額の基準について(駐車場法施行令第 16 条)

- ①能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- ②自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- ③自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

◆駐車場供用時間の明示について(駐車場法施行令第 17 条)

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければいけません。